

議案第38号

京田辺市手数料徴収条例の一部改正について

京田辺市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年6月5日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機での証明書等の交付を促進するため、当該交付手数料の改正を提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市手数料徴収条例（昭和32年京田辺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円
--------------------------	-------	------

」

を

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円（多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）による交付については、350円）
--------------------------	-------	--

」

に、

「

住民票の写しの交付手数料	1通につき	300円
--------------	-------	------

」

を

「

住民票の写しの交付手数料	1通につき	300円（多機能端末機による交付については、200円）
--------------	-------	-----------------------------

」

に、

「

住民票に記載した事項に関する 証明手数料	1件につき	300円
-------------------------	-------	------

」

を

「

住民票に記載した事項に関する 証明手数料	1件につき	300円（多機能端末機 による交付については、 200円）
-------------------------	-------	-------------------------------------

」

に、

「

戸籍附票の写し	1戸籍につき	300円
---------	--------	------

」

を

「

戸籍附票の写し	1戸籍につき	300円（多機能端末機 による交付については、 200円）
---------	--------	-------------------------------------

」

に、

「

印鑑登録証明書の交付手数料	1通につき	300円
---------------	-------	------

」

を

「

印鑑登録証明書の交付手数料	1通につき	300円（多機能端末機 による交付については、 200円）
---------------	-------	-------------------------------------

」

に、

「

市税に関する証明書の交付手数料（京田辺市税条例（平成8年京田辺市条例第22号）第91条に規定する証明書の交付手数料を除く。）	1枚につき	300円
--	-------	------

」

を

「

市税に関する証明書の交付手数料（京田辺市税条例（平成8年京田辺市条例第22号）第91条に規定する証明書の交付手数料を除く。）	1枚につき	300円（多機能端末機による交付については、200円）
--	-------	-----------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

